

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福祉保健部医務課
契約締結年月日	令和7年4月23日
契約者名	公立大学法人山梨県立大学
契約名	山梨県実習指導者講習会及び山梨県実習指導者講習会（特定分野）事業委託
契約金額 （税込み）	2,952,000円
随意契約理由	<p>実習指導者講習会では看護師等学校養成所の実習施設において学生生徒を指導する者に対し、また実習指導者講習会（特定分野）では看護師等学校養成所の病院以外の実習施設において特定分野の実習を指導する者に対し、必要な知識・技術を習得させ、実習指導の質の向上を図ることを目的としている。</p> <p>山梨県立大学は、平成22年4月に公立大学法人となり、より一層の教育、研究、地域貢献を目指すべく、「看護実践開発研究センター」を立ち上げ、センター独自の機能として、看護実践の開発と研究支援、看護継続教育の支援、認定看護師の育成・支援、高度専門職業人の支援等を考えており、中でも看護継続教育の支援では、院内教育（施設内教育）プログラムの開発・支援や外部からの依頼による講師の派遣、現任教育の指導者育成の支援体制があり、本研修を実施できる体制が整備されている。また、大学内及び他の養成機関とのネットワークからさまざまな分野の講師情報を有しており、研修内容に応じた適切な講師を選定できる。</p> <p>当該団体は、本事業を適正かつ確実に行うことのできる県内唯一の団体であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、事業を委託する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号